

亀岡市情報公開・個人情報保護審議会

会議資料

【平成30年5月24日（木）】

◎ <協議事項>

資料No.1	生活保護版レセプト管理システムのクラウド方式採用について
資料No.2	水道料金システムのクラウド方式採用について

◎ <報告事項>

資料No.3	児童生徒の健全育成に関する学校警察連絡制度について
資料No.4	情報公開及び保有個人情報の開示請求状況等について

【生活保護版レセプト管理システムのクラウド方式採用について】

1 経緯

(1) 概要

生活保護の医療扶助については、生活保護受給者が医療機関（薬局を含む。以下「医療機関」という。）を受診した場合、医療機関が診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）を作成し、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）を経て保険者である亀岡市健康福祉部地域福祉課に毎月電子媒体のレセプトが送付される。受領したレセプトについては、医療扶助適正化の観点から、レセプトの診療・処方に疑義がないかを確認する作業（以下「レセプト点検」という。）及び事務的な誤りがないかを確認する作業（以下「過誤調整」という。）を行っている。このレセプト点検と過誤調整の対象となったレセプトについて、支払基金に対して再審査を求める一連の流れを「再審査請求」という。

レセプトに関しては、以前は紙媒体で受領・処理していたが、平成 18 年 4 月に厚生労働省よりレセプトオンライン化に関する省令（厚生労働省令第 111 号「療養の給付等に関する請求省令の一部を改正する省令」の施行）が告示され、一定の猶予期間経過後の平成 23 年 4 月より、全ての医療レセプトが原則義務化されたことに伴い、本市においても平成 23 年度より生活保護等版レセプト管理システム（以下「レセプト管理システム」という。）を導入した。

(2) レセプトオンライン化

「レセプト管理システム」については、平成 21 年 12 月 14 日付けで厚生労働省と富士通エフ・アイ・ピー株式会社との間で請負契約が取り交わされ、開発されたものである。（別紙 1 参照）

それ故、導入当初より現在に至るまで、全ての福祉事務所において、当該事業者が開発したシステムを使用して事務を実施している状況でもあり、今回、新システムの導入にあたっては、当該事業者が開発したシステムを採用するものである。

(3) システム更新について

本市で導入しているレセプト管理システムは、導入から 7 年が経過し、一般的な電子機器の保証期間である 5 年が過ぎる中で、安定したシステムの運用が危ぶまれている状況にある。なお、現行システムは、庁舎内にサーバーを設置し運用する「オンプレミス方式」を採用しているが、当該方式による提供は既に平成 28 年 9 月で終了し、平成 30 年度以降は原則保守サポートも終了され、以降はクラウド型のみ提供となる。（別紙 2 参照）

本市においては、本年度 8 月より新システムの運用を予定しており、当該更新に当たり、クラウド化を検討するものである。

(4) 諮問について

厚生労働省から委託を受けた当該事業者が構築するクラウドサービスの導入によ

り、支払基金の電子計算機とレセプト管理システムを直接オンラインで結合し、資格点検、内容点検及び支払業務の事務処理の効率化を図るとともに、レセプト情報を基にした医療費動向の分析を行うことにより医療扶助の適正化及び個人情報の適正な取り扱いを行いたいと考えている。

なお、亀岡市個人情報保護条例第 10 条第 2 項においては、電子機器を通信回線に結合し、保有個人情報を外部の者に提供することを禁じているが、一方で同条例第 10 条第 1 項第 6 号においては、審議会の意見を聴いた上で公益上必要があると実施機関が認めた場合は、この限りではないとの例外規定が設けられている。よって今回、亀岡市個人情報保護条例（平成 12 年 9 月 29 日条例第 37 号）第 10 条第 1 項第 6 号の規定により、諮問するものである。

2 現状

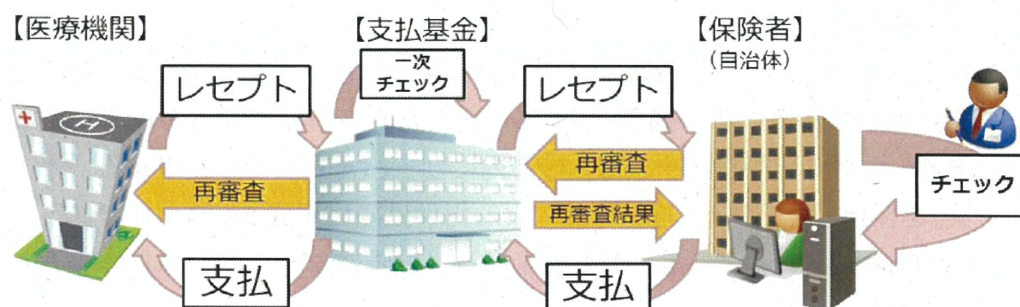
現行の生活保護等版レセプト管理システムは、庁内ネットワーク接続及び外部接続を行わない独立した構成となっている。サーバー類を含む機器は、全て健康福祉部地域福祉課フロア内に設置している。

運用において必要なデータは、別途導入しているオンライン請求端末上で支払基金と接続してダウンロードしたレセプト電子データと生活保護システムから抽出した被保護者情報を外部媒体により、レセプト点検担当者の端末上に取り込み事務を行っている。

なお、再審査請求に関しては、暗号化したデータを CD-ROM により支払基金へ送付している。なお、オンライン請求端末及びレセプト点検用端末については、利用者を限定の上、査察指導員が管理する ID 及びパスワードにて起動しており、特にオンライン請求端末のパスワードについては、定期的に変更を行い、セキュリティ保持の手段を講じている。

また、システムバージョンアップ及びコード等の基本情報の更新は、富士通から随時届く CD-ROM を使用し、職員がマニュアルに従い実施している。

【現行システム】



3 クラウド型システム導入に当たっての安全性の確保

クラウド型のレセプト管理システムにおいて生活保護受給者に係る個人情報を取り扱うに当たり、以下の措置を講じることで、安全性の確保を図ることとする。

(1) 利用者の限定

利用端末は、専用端末に限定する。起動にあたっては、専用端末にログイン ID 及びパスワードによるアクセス権限を設定し、レセプト管理システムを利用出来る者を制限することにより、権限のない職員による操作も防止する。また、パスワードは定期的に変更するとともに、操作の状況をログとして記録する。

(2) 回線の仕様

自治体クラウドの一つである LGWAN を用いることで、第三者の不正操作などの回線侵入を防止し、一般の回線を利用するよりも安全な環境でシステムを利用可能とする。

(3) データの保護

レセプト情報の受領をレセプト管理システムの管理事業者に代行させることにより、中間的なデータ移行処理を省き、現行システムと比べて外部記録媒体の紛失やウイルス感染のリスクを排除できる。なお、クラウドサーバー内のレセプト情報は、支払基金が処理した月から5年を経過した後、自動的に削除され、余分なレセプト情報は保有しないこととし、個人情報適切に取り扱うこととする。

(4) 管理・監督

健康福祉部地域福祉課保護係の査察指導員による管理監督の下で業務を行うように契約書等を締結する。また、個人情報の保護に関する誓約書の提出も求めることとする。なお、仕様書において、個人情報取扱特記事項を明記し、個人情報保護の徹底を図る。

4 効果

個々にサーバー類の機器を保有する必要がないため、機器導入コストを抑えることが出来る。また、庁舎内にサーバー等を設置しないため、省スペースの実現が可能であり、データはセキュリティーの高いデータセンターで管理される。また、回線は、LGWAN を利用するため、外部接続においても高いセキュリティーを確保出来ることに加えて、既存の LGWAN 端末（専用端末）を活用出来ることから、端末機器についても導入コストの抑制が可能であり、今後の機器更改を個別に考える必要がない。

データについては、レセプト電子データは富士通エフ・アイ・ピー株式会社がデータセンター内で、直接に支払基金から受信し、システムバージョンアップ等も富士通エフ・アイ・ピー株式会社が行うため、職員の負担軽減に繋がるものである。（生活保護システムデータの取り込みは別途必要。）

5 個人情報

生活保護等版レセプト管理システムで保有する個人情報は、以下のとおり。

(1) 生活保護被保護者情報

生活保護システムから取込み。

【項目詳細】

漢字氏名、カナ氏名、性別、生年月日、続柄、住所、方書、電話番号、生活保護開始年月日、生活保護停廃止年月日、ケース番号、世帯員番号

(2) 生活保護医療券情報

生活保護システムから取込み。

【項目詳細】

生年月日、受給者番号、受診年月日、券種（医科、歯科、調剤、訪問看護）、受診医療機関コード、受診医療機関名称、調剤薬局コード、調剤薬局名称、有効期間、他法併用区分、本人負担額、世帯類型（高齢者世帯、傷病者世帯、障害者世帯、母子世帯、その他世帯）、ケース番号、世帯員番号

(3) レセプト電子データ

社会保険診療報酬支払基金データ

【新システム】

■ クラウドサービスの概要

※現時点情報のため、実際のご提供時期にはサービス内容が一部変更になる場合があります。
サービス内容が確定し次第、改めてご案内します。





事務連絡
平成21年12月24日

都道府県
各指定都市 生活保護担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課医療係長

生活保護等版レセプト管理システム開発業者について

生活保護行政の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、既報のとおり医療扶助レセプトの電子化に対応するため、本年度厚生労働省において開発を予定していた「生活保護等版レセプト管理システムソフトウェア」につきましては、平成21年12月14日付けで「富士通エフ・アイ・ピー株式会社」と請負契約を取り交わしましたので、御報告致します。

なお、御質問等ございましたら、下記連絡先まで御照会いただきますよう宜しく御願致します。

(連絡先)

富士通エフ・アイ・ピー株式会社

第二公共営業部

担当：世戸口・村山

TEL 03-5730-0722 (9:00~17:00)

MAIL setoguchi@fip.fujitsu.com

mi.murayama@fip.fujitsu.com

※お手数をお掛け致しますが、メールの場合は両者にご連絡頂けます様お願い致します。

厚生労働省社会・援護局保護課医療係

担当：近藤・宮下

TEL 03-5253-1111 (内線 2829)

FAX 03-3592-5934

MAIL hogo-iryuu@mhlw.go.jp

2017年11月

生活保護等版レセプト管理システムご利用自治体 様

富士通エフ・アイ・ピー株式会社

生活保護等版レセプト管理システム保守サポートの終了について（ご連絡）

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社製品・サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、ご利用いただいております厚生労働省様配布の「生活保護等版レセプト管理システム」（以下「本システム」という）につきまして、これまで弊社が維持管理してまいりましたが、今後本システムを維持メンテナンスしていくことは技術的、体制的に困難と判断し、2018年度以降は保守サポートを終了させていただくことになりました。

直前のご案内となり誠に申し訳ございませんが、今後は、LGWAN を活用したクラウドサービス「RezeptPlus」をご利用いただきたくよろしくお願いたします。なお、「RezeptPlus」への移行を希望されないお客様は別途ご相談ください。

敬具

<問い合わせ先>

現在の契約窓口営業にご連絡ください。

水道料金システムのクラウド方式採用について

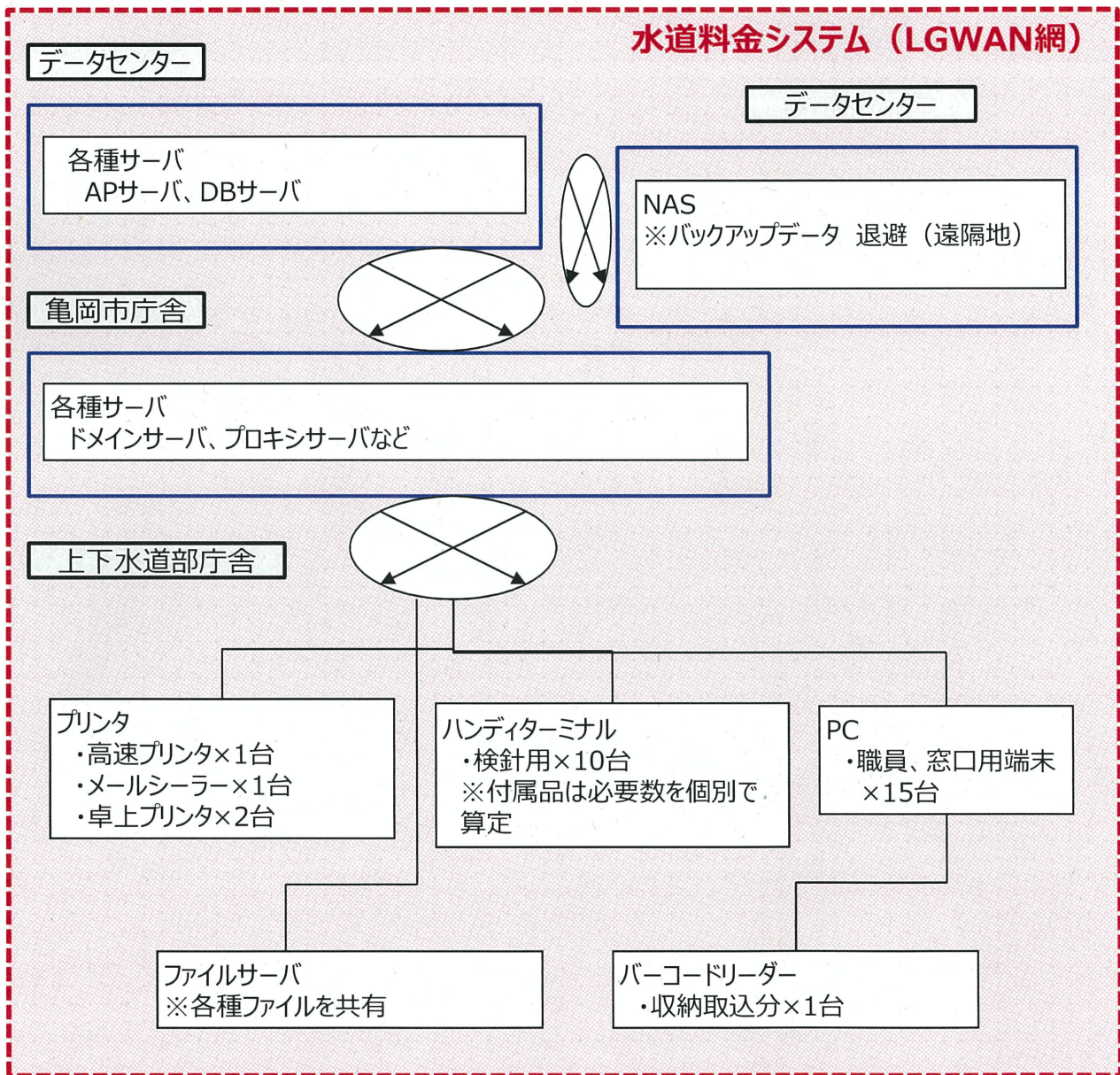
項目	内容
個人情報の種類	個人名、住所、電話番号、口座情報(預金種別、口座番号、口座名義)
データセンターへのデータの送受信方法	クライアント証明書による端末認証と、HTTPSによる通信の暗号化
導入時期	2019/4/1より本番稼動予定
セキュリティ対策	データセンターの詳細参照



採用システムの全体構成：システム概要図

現在の業務状況ならびに機器の利用状況を踏まえて、最適と考える機器構成でシステム環境を構築します。

サービス形態はLGWAN（総合行政ネットワーク）を用いたクラウド型の利用を採用します。



データセンターの詳細

クラウド環境について

クラウド環境はLGWAN-ASP ファシリティサービス（ASPコード：A803200、HOTnet LGWAN-ASP ファシリティサービス）に登録されている万全な設備要件を備えており、自治体向けクラウドサービス提供の実績を有するデータセンターを採用しております。

サービス提供センターの概要（詳細）については以下のとおりです。

■サービス提供センターの概要

位置・立地：札幌市中心部

水害＞浸水深0.5m未満（札幌市洪水ハザードマップより）

地震＞最大震度6弱（札幌市地震マップより）

建物：耐震構造 震度6弱

電源：2系統受電+非常用発電機

空調：N+1構成

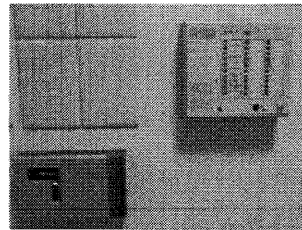
セキュリティ：24時間常駐員あり

監視カメラによる不法侵入警備



写真：監視カメラ

IDカードによる入退所管理



写真：IDカード

運用：24時間365日監視・保守要員常駐

※サービス設備（ネットワーク機器、サーバ環境機器）の監視を実施し、障害があった際は、専門のオペレータ（24時間365日2交代で常に5名以上が稼働）が復旧作業を実施。

回線：インターネットバックボーン（総帯域 3.9Gb/s）

総合トップ

ホーム > 教育・文化・スポーツ > 教育 > 学校教育 > 児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度について

更新日：2018年3月19日

児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度について

児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定書の締結について

亀岡市教育委員会と京都府警察本部は、児童生徒の健全育成に関する新たな協定書を締結しました。

亀岡市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に関する協定書

目的

市内の小・中・義務教育学校の児童生徒を対象に、学校と警察とが相互に児童生徒の問題行動に係る情報を提供し、緊密に連携して指導に活用することにより、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的とする。

協定内容

◎警察から学校への連絡対象事案

逮捕事案をはじめとして、協定書第4条第1項第1号アからカに掲げる事案で、そのうちオの「犯罪等の被害者で学校との連携及び継続的な支援が必要と認められる事案」については、原則児童生徒本人及びその保護者に同意を得ることとし、それ以外については、児童生徒本人及びその保護者に、警察から学校へ連絡する旨及びその理由を説明した上で、警察から学校へ連絡する。

◎学校から警察への連絡対象事案

児童生徒の非行、犯罪被害の未然防止のため、又は学校内外における児童生徒の安全確保のため、警察との連携が必要と認められる事案で、原則児童生徒本人及びその保護者に同意を得て、学校から警察へ連絡する。

[亀岡市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定書条文 \(PDF: 124KB\)](#)

協定締結日

平成30年3月9日（協定の効力は平成30年4月1日から発生）

お問い合わせ

教育委員会学校教育課指導係
京都府亀岡市安町野々神8番地
電話番号：0771-25-6786
FAX：0771-23-3100

亀岡市役所
〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地 電話：0771-22-3131 FAX：0771-24-5501

Copyright © KAMEOKA CITY. All Rights Reserved.

亀岡市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定書

亀岡市教育委員会（以下「甲」という。）と京都府警察本部（以下「乙」という。）は、少年の非行や犯罪被害等をめぐる情勢が依然として厳しく深刻化している現状を踏まえ、児童生徒の健全育成に資する相互の連絡等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、児童生徒の健全育成のため、非行、再非行及び犯罪被害の防止（以下「非行防止等」という。）に関し、甲と乙が自らの役割を果たしつつ、その役割を相互に理解し、緊密な連携の下に効果的な対応を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この協定に基づく制度の名称は、「児童生徒の健全育成に関する学校警察連絡制度」とする。

（関係機関）

第3条 この協定において連携を行う機関（以下「関係機関」という。）は、次に掲げる機関とする。

- (1) 甲並びに亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」と総称する。）
- (2) 乙及び京都府内の全ての警察署（以下「警察」と総称する。）

（連絡対象事案）

第4条 この協定に基づく連絡対象事案は、次に掲げる事案とする。

(1) 警察から学校への連絡対象事案

ア 逮捕事案

イ 身柄を同行して家庭裁判所に送致し、又は児童相談所等に通告したぐ犯少年に係る事案及び身柄を同行して児童相談所に送致し、又は通告した触法少年に係る事案
ウ ア及びイに掲げる事案のほか、次の事由により、学校との連携による継続的な対応が必要と認められる事案

(ア) 集団による非行で組織性又は反復性のある事案

(イ) 他の児童生徒に悪影響を与えると認められる事案

(ロ) 非行や不良行為を繰り返し、保護者の正当な監護に服さないなど、ぐ犯性が強い事案

- エ 不良行為少年として補導し、警察において所要の指導・助言を実施したにもかかわらず、改善が認められないなど児童生徒の性格、家庭環境等から学校における指導が必要と認められる事案
 - オ 犯罪等の被害者で、学校との連携及び継続的な支援が必要と認められる事案
 - カ その他事案の内容から、学校への連絡が特に必要と認められる事案
- (2) 学校から警察への連絡対象事案

- ア 児童生徒の非行、犯罪被害の未然防止のため、警察との連携が必要と認められる事案
- イ 学校内外における児童生徒の安全確保のため、警察との連携が必要と認められる事案

- 2 学校は、この協定に基づく連絡をするときは、原則として、連絡対象事案に係る児童生徒本人及びその保護者の同意を得るものとする。
- 3 警察は、この協定に基づき、第1項第1号オの連絡対象事案に係る連絡をするときは、原則として、当該連絡対象事案に係る児童生徒本人及びその保護者の同意を得るものとする。

(連絡事項)

第5条 この協定に基づく連絡事項は、連絡対象事案に係る児童生徒の氏名、事案の概要その他児童生徒の非行防止等に資するため、学校長又は京都府警察本部生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）若しくは警察署長が必要と認める内容とする。

(連絡責任者等)

- 第6条 この協定に係る相互連絡については、学校にあつては学校長を、警察にあつては少年課長又は警察署長を連絡責任者とする。
- 2 連絡責任者は、連絡担当者を指定することができる。
 - 3 連絡は、面接又は電話により行うものとする。

(適正な情報管理)

第7条 この協定に基づき連絡を受けた情報については、個人に係る情報であり、児童生徒の健全育成上の観点から、関係機関は当該情報の秘密保持を徹底し、本協定の趣旨を逸脱した取扱いは、厳にこれを禁ずるものとする。

(連携における配慮事項)

第8条 連絡対象事案に関係した児童生徒への対応に当たり、学校においては、原則として、この協定に基づき連絡を受けた情報をもって不利益処分の直接的根拠とすることなく、適切な処遇を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定を円滑に実施するため、関係機関は、必要に応じて、協議を行うことができるものとする。

(経費の負担)

第10条 この協定の実施にかかる経費は、関係機関がそれぞれ負担するものとする。

附則 この協定の効力は、平成30年4月1日から発生するものとする。

2 平成21年5月28日に成立した亀岡市教育委員会と京都府警察本部との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定は、平成30年3月31日限り廃止する。

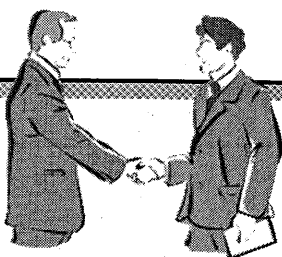
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 30年 3月 9日

学校と警察との連絡制度について

亀岡市では、以下のような「背景」と「ねらい」をもって、子どもたちの非行や犯罪被害の防止に努め、子どもたちのより良い健全育成を図っていくために、「児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定書」を新たに結ぶことになりました。

- 背景** 近年、少年による問題行動の凶悪化、低年齢化が深刻な問題になってきています。児童・生徒の非行や問題行動に関しては、早期の立ち直りや非行及び犯罪被害の拡大防止のために、学校や地域・家庭、関係機関が早期発見・対応を行い、様々な方面から多角的に支援をしていくことが求められています。
- ねらい** 亀岡市内の小・中・義務教育学校の児童生徒を対象に、警察署と亀岡市立学校が互いに連絡・相談を行うことで、児童生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることをねらいとします。
- 内容** 主に以下の事柄について連携をします。
・児童生徒の安全確保に関すること。
・児童生徒の非行防止、再犯防止に関すること。など
- 運用** 学校と警察は上記の内容等について相互に連絡をとり、保護者とも連携を図りながら、当該児童生徒が健全な生活を送ることができるよう、継続的な指導・支援を行います。また、連絡内容によっては児童生徒の安全確保に努めます。なお、連絡内容は本制度に基づく児童生徒の健全育成の目的以外には利用されません。
- その他** 詳しくは下記のウェブサイトをご覧ください。
亀岡市ホームページ < 教育・文化・スポーツ > 教育
< 学校教育 > 児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度について
<http://www.city.kameoka.kyoto.jp/shidou/gakkoukeisatsurenrakuseido.html>



問い合わせ先

学校教育課指導係

電話(0771)25-6786

平成30年5月15日号亀岡市広報紙「キラリ亀岡おしらせ」掲載

情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況について

亀岡市は市政への理解と信頼を深めるため、平成13年1月から情報公開制度・個人情報保護制度を運用しています。平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の運用状況がまとまりましたのでお知らせします。

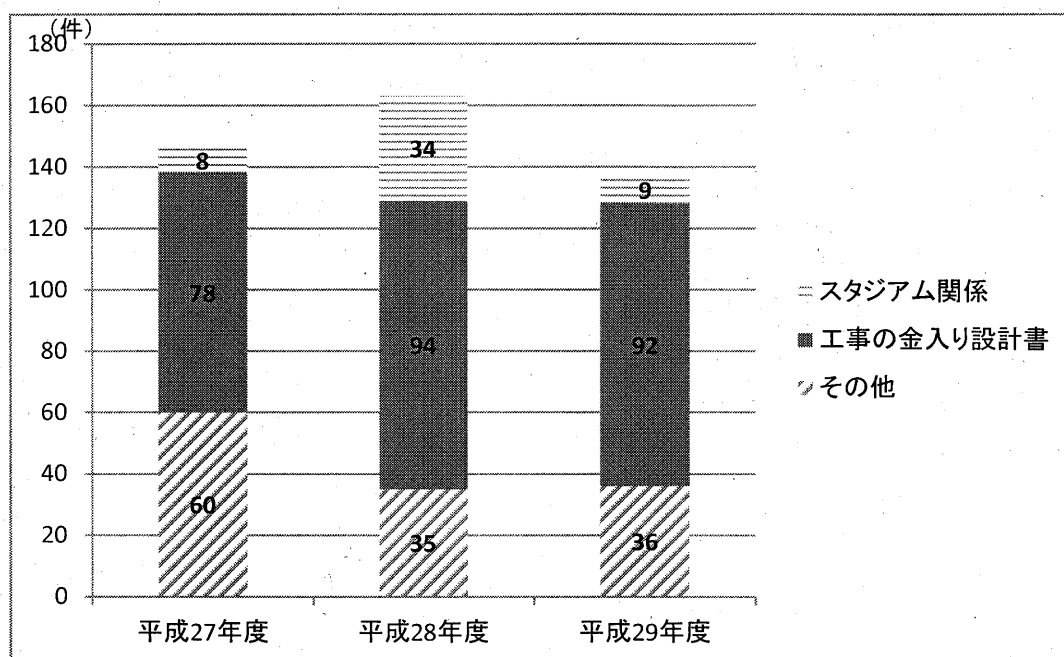
市役所1階市民情報コーナーでは、本市の予算書、決算書、各種統計資料などの行政資料や、公共工事の契約状況、官報、京都府公報などの閲覧ができます。平成29年度利用者数は延べ12,849人でした。亀岡市は、さまざまな情報を広く公開することで、今後もより開かれた市政の推進を目指します。

(単位：件)

	実施機関	請求 件数	処理の状況			
			全部 開示	部分 開示	不開示	文書 不存在
情報公開 開示請求	市長	129	106	19	—	4
	上下水道事業管理者	3	3	—	—	—
	病院事業管理者	2	—	1	—	1
	教育委員会	2	—	—	—	2
	農業委員会	1	—	1	—	—
	計	137	109	21	—	7
保有個人情報 開示請求	市長	13	4	6	—	3
	教育委員会	—	—	—	—	—
	農業委員会	—	—	—	—	—
	計	13	4	6	—	3
任意的公開 開示請求	教育委員会	1	—	1	—	—
	計	1	—	1	—	—
個人情報取扱登録簿 への登録状況		平成29年度末で606件				

【開示請求件数の推移】

請求内容	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
スタジアム関係	8件	5.5%	34件	20.8%	9件	6.6%
工事の金入り設計書	78件	53.4%	94件	57.7%	92件	67.1%
その他	60件	41.1%	35件	21.5%	36件	26.3%
合 計	146件		163件		137件	



平成30年度 情報公開開示請求一覧

受付番号	請求受付日	決定通知日	公開実施日	該当公文書の名称	実施機関名	決定内容	不開示時の根拠条項	公開実施の方法
1	H30.4.2	H30.4.11	H30.4.11	平成29年度（仮称）保津川水辺公園整備工事（その6）久保橋橋梁補修工事（業務委託）の金入り設計書（図面は除く）	市長	全部開示		写しの交付
2	H30.4.6	H30.4.20	H30.4.26	亀岡市大井町南部土地区画整理組合の事業認可変更（第3回変更）に係る事業計画書（図面を除く）	市長	全部開示		写しの交付
3	H30.4.6	H30.4.18	H30.4.18	農地転用（5条）申請の事務処理規程	農業委員会 会長	全部開示		写しの交付
4	H30.4.12	H30.4.26	H30.4.26	1 開発許可権限について、京都府から移譲を受けるに当たって、次の点をどのように認識され、京都府と協議、調整されたのか経緯が分かる資料 (1)「京都府の事務処理の特例に関する条例」の都市計画法に係る部分の(3)の「開発行為の許可に係る付議」については、どのような行為を示すことと京都府から説明を受けているのか。言い換えれば、付議に係る事務処理か、付議基準の作成を含むのか。 (2) 開発許可権限移譲を受けることによる事務量と所要経費 2 開発審査会の扱いについて、京都府からの権限移譲に当たって、どのように説明を受けたか経緯が分かる資料 3 「京都府の事務処理の特例に関する条例」の都市計画法に係る部分の(13)、(14)、(15)などは、特定行政庁である南丹土木事務所との役割分担の必要性の説明を京都府から受けたのか否か。 亀岡市が実施するのに当たって、どのような技術などが必要とされるのか、京都府から説明を受けたのか否か。また、実施される亀岡市としてどのような態勢で臨むのか亀岡市の検討資料	市長	全部開示		閲覧
5	H30.4.12	H30.4.26	H30.4.26	1 北古世西川線の路面整備に関する伺い書、契約書、工事内訳書及び路面白線の整備に関する伺い書、契約書等、工事内訳書並びに管理に関する伺い書、契約書等、工事内訳書 2 北古世西川線に係る警備員に関する伺い書、契約書等、工事内訳書、仕様書 等 3 北古世西川線に係る交通整理看板などの設置経費に関する伺い書、契約書等、工事内訳書、仕様書等 4 北古世西川線に係る「公安協議」の経緯に関する資料 5 交通規制に関する資料、コーン等の設置目的及び管理に関する資料 6 北古世西川線に係る今後の整備計画及び交通誘導計画 7 1, 2, 3に係る支出命令、支出予定経費	市長	部分開示	第7条第3号	閲覧
6	H30.4.12	H30.4.23	H30.4.23	平成29年度別紙工事（業務委託）の金入り設計書（図面は除く）	市長	全部開示		写しの交付
7	H30.4.17	H30.4.27	H30.4.27	平成18年度分～平成29年度分 老人福祉センターの光熱水費がわかる書類	市長	全部開示		写しの交付
8	H30.4.20	H30.4.25	H30.4.25	平成29年度 29桂工第2号（仮称）保津川水辺公園整備工事（その6）の金入り設計書（図面は除く）	市長	全部開示		写しの交付

平成30年度 情報公開開示請求一覧

受付番号	請求受付日	決定通知日	公開実施日	該当公文書の名称	実施機関名	決定内容	不開示時の根拠条項	公開実施の方法
9	H30.4.27	H30.5.8	H30.5.8	平成29年度別紙工事(業務委託)の金入り設計書(図面は除く)	市長	全部開示		写しの交付
10	H30.4.27	H30.5.8	H30.5.8	平成29年度別紙工事(業務委託)の金入り設計書(図面は除く)	市長	全部開示		写しの交付
11	H30.5.2	H30.5.9	H30.5.9	平成29年度上配替第3号上水道老朽管耐震化工事(9工区)金入り設計書(図面は除く)	市長	全部開示		写しの交付

平成30年度 保有個人情報開示請求一覧

受付番号	請求受付日	決定通知日	公開実施日	請求内容	実施機関名	決定内容	不開示時の根拠条項	公開実施の方法
1	H30.4.24	H30.5.1	H30.5.9	住民異動届 平成29年4月20日～5月31日	市長	全部開示		写しの交付

平成30年度 任意的公開請求一覧

受付番号	申出書受付日	決定通知日	公開実施日	申出内容	実施機関名	決定内容	不開示時の根拠条項	公開実施の方法
1	H30.4.17	H30.4.27	H30.4.27	老人福祉センターにかかる昭和50年10月14日付の使用に関する覚書	市長	部分開示	第7条第3号に準じる	写しの交付